

資料編

1 計画策定について

(1) 計画の策定経過

期 日	内 容
平成30年	
4月 6日	第1回匝瑳市総合計画策定委員会開催 第2次匝瑳市総合計画策定方針（案）決定 第2次匝瑳市総合計画策定スケジュール決定
4月11日	第2次匝瑳市総合計画策定方針決定
5月31日	後期基本計画施策評価実施 （対象：各施策業務担当課）
6月19日	第1回匝瑳市総合計画策定委員会合同専門部会（全5部会）開催 市民懇談会開催 （対象：子育て世代 場所：匝瑳市つどいの広場 つくし）
6月22日	市民懇談会開催 （対象：子育て世代 場所：匝瑳市つどいの広場 たんぼぼ）
7月 2日	第2回匝瑳市総合計画策定委員会開催 市民・団体・職員意識調査実施決定
7月 3日	第2回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 （教育・交流・移住・定住専門部会）開催
7月 4日	第2回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 （健康・福祉・医療・介護専門部会）開催
7月 9日	「まちづくり提案」及び「まちづくりレポート」募集 （対象：全職員 期間：8月24日まで） 提出件数：「まちづくり提案」4件、「まちづくりレポート」1件
7月11日	第2回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 （産業・経済専門部会、生活環境・都市建設専門部会、市民協働・ 行財政専門部会）開催
7月12日	職員意識調査実施 （対象：453名 期間：7月31日まで） 回答数：453票 回答率：100.0%
7月17日	団体意識調査実施 （対象：各種63団体 期間：8月17日まで） 回答数：51票 回答率：81.0%
7月25日	市民意識調査実施 （対象：16歳以上の市民2千名 期間：8月10日まで） 回答数：598票 回答率：29.9%

期 日	内 容
8月 8日	第3回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (産業・経済専門部会) 開催
8月 9日	第3回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (教育・交流・移住・定住専門部会) 開催
8月10日	第3回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (生活環境・都市建設専門部会) 開催
8月13日	第3回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (健康・福祉・医療・介護専門部会、市民協働・行財政専門部会) 開催
9月 6日	第4回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (教育・交流・移住・定住専門部会) 開催
9月10日	第4回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (市民協働・行財政専門部会) 開催
9月11日	第4回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (健康・福祉・医療・介護専門部会) 開催
9月12日	第4回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (産業・経済専門部会、生活環境・都市建設専門部会) 開催
9月25日	市民懇談会開催 (対象：高校生 場所：市長公室)
10月10日	第5回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (産業・経済専門部会、生活環境・都市建設専門部会) 開催
10月12日	第5回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (健康・福祉・医療・介護専門部会、市民協働・行財政専門部会) 開催
10月18日	第5回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (教育・交流・移住・定住専門部会) 開催
11月 6日	「まちづくり提案」及び「まちづくりレポート」募集 (対象：全職員 期間：12月5日まで) 提出件数：「まちづくり提案」1件、「まちづくりレポート」1件
11月 8日	第6回匝瑳市総合計画策定委員会合同専門部会(全5部会) 開催
11月16日	市民懇談会開催 (対象：各種団体 場所：市民ふれあいセンター第3会議室)
11月26日	市民懇談会開催 (対象：各種団体 場所：市役所議会棟第2委員会室)
11月27日	市民懇談会開催 (対象：各種団体 場所：市民ふれあいセンター第3会議室)

期 日	内 容
1 1 月 2 9 日	第 3 回 匝 瑳 市 総 合 計 画 策 定 委 員 会 開 催 市民・団体・職員意識調査結果報告 市民懇談会実施状況報告 市民懇談会開催 (対象：各種団体 場所：市民ふれあいセンター第 3 会議室)
平成 3 1 年	
1 月 1 7 日	第 7 回 匝 瑳 市 総 合 計 画 策 定 委 員 会 専 門 部 会 (教育・交流・移住・定住専門部会、市民協働・行財政専門部会) 開催
1 月 1 8 日	第 7 回 匝 瑳 市 総 合 計 画 策 定 委 員 会 専 門 部 会 (健康・福祉・医療・介護専門部会) 開催
1 月 2 5 日	第 7 回 匝 瑳 市 総 合 計 画 策 定 委 員 会 専 門 部 会 (産業・経済専門部会、生活環境・都市建設専門部会) 開催
2 月 1 日	後 期 基 本 計 画 施 策 評 価 時 点 修 正 実 施 (対象：各施策業務担当課)
2 月 1 2 日	第 4 回 匝 瑳 市 総 合 計 画 策 定 委 員 会 開 催 第 2 次 匝 瑳 市 総 合 計 画 基 本 構 想 (素 案)
2 月 1 3 日	第 8 回 匝 瑳 市 総 合 計 画 策 定 委 員 会 専 門 部 会 (健康・福祉・医療・介護専門部会、生活環境・都市建設専門部会) 開催
2 月 2 0 日	第 8 回 匝 瑳 市 総 合 計 画 策 定 委 員 会 専 門 部 会 (産業・経済専門部会) 開催
2 月 2 1 日	第 8 回 匝 瑳 市 総 合 計 画 策 定 委 員 会 専 門 部 会 (教育・交流・移住・定住専門部会) 開催
2 月 2 7 日	第 8 回 匝 瑳 市 総 合 計 画 策 定 委 員 会 専 門 部 会 (市民協働・行財政専門部会) 開催
3 月 1 日	市 議 会 全 員 協 議 会 で の 第 2 次 匝 瑳 市 総 合 計 画 基 本 構 想 (素 案) に 対 する意見聴取
3 月 8 日	第 5 回 匝 瑳 市 総 合 計 画 策 定 委 員 会 開 催 第 2 次 匝 瑳 市 総 合 計 画 基 本 構 想 (素 案)
3 月 1 4 日	第 2 次 匝 瑳 市 総 合 計 画 基 本 構 想 (素 案) に 対 する パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト の 実 施 (期間：4 月 1 2 日 まで) 提出件数：5 件
3 月 1 9 日	第 9 回 匝 瑳 市 総 合 計 画 策 定 委 員 会 専 門 部 会 (産業・経済専門部会、生活環境・都市建設専門部会) 開催

期 日	内 容
3月20日	第9回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (健康・福祉・医療・介護専門部会、市民協働・行財政専門部会) 開催
3月28日	第9回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (教育・交流・移住・定住専門部会) 開催
4月19日	第6回匝瑳市総合計画策定委員会開催 第2次匝瑳市総合計画基本構想(案)
4月25日	第10回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (健康・福祉・医療・介護専門部会、生活環境・都市建設専門部会) 開催
4月26日	第10回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (産業・経済専門部会) 開催
令和元年	
5月9日	第10回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (教育・交流・移住・定住専門部会) 開催
5月10日	第10回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (市民協働・行財政専門部会) 開催
5月15日	匝瑳市総合開発審議会開催 第2次匝瑳市総合計画基本構想(案)
5月22日	第7回匝瑳市総合計画策定委員会開催 第2次匝瑳市総合計画基本構想(案)
5月27日	第11回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (健康・福祉・医療・介護専門部会、市民協働・行財政専門部会) 開催
5月28日	第11回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (生活環境・都市建設専門部会、教育・交流・移住・定住専門部会) 開催
5月29日	第11回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (産業・経済専門部会) 開催
6月24日	市議会にて第2次匝瑳市総合計画基本構想を議決
6月25日	第12回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (産業・経済専門部会、教育・交流・移住・定住専門部会) 開催
6月26日	第12回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (健康・福祉・医療・介護専門部会、生活環境・都市建設専門部会) 開催

期 日	内 容
6月27日	第12回匝瑳市総合計画策定委員会専門部会 (市民協働・行財政専門部会) 開催
7月13日	団体懇談会開催 (対象：各種団体67団体 場所：市民ふれあいセンター)
7月19日	第8回匝瑳市総合計画策定委員会開催 第2次匝瑳市総合計画前期基本計画(たたき案)
8月21日	第9回匝瑳市総合計画策定委員会開催 第2次匝瑳市総合計画前期基本計画(素案)
9月6日	市議会全員協議会での第2次匝瑳市総合計画前期基本計画(素案) に対する意見聴取
9月27日	第10回匝瑳市総合計画策定委員会開催 第2次匝瑳市総合計画前期基本計画(素案)
10月8日	第2次匝瑳市総合計画前期基本計画(素案)に対するパブリックコ メントの実施 (期間：11月6日まで)
11月19日	第11回匝瑳市総合計画策定委員会開催 第2次匝瑳市総合計画前期基本計画(案)
12月19日	市議会全員協議会での第2次匝瑳市総合計画前期基本計画(案)に に対する意見聴取
令和2年	
1月9日	第12回匝瑳市総合計画策定委員会開催 第2次匝瑳市総合計画前期基本計画(案)
1月22日	匝瑳市総合開発審議会開催 第2次匝瑳市総合計画前期基本計画(案)
3月17日	市議会にて第2次匝瑳市総合計画前期基本計画を議決

(2) 諮問・答申

ア 基本構想

【諮問】

匝 企 第 8 7 号
令和元年5月15日

匝瑳市総合開発審議会
会長 鎌形 廣行 様

匝瑳市長 太田 安規

第2次匝瑳市総合計画基本構想（案）について（諮問）

このことについて、匝瑳市総合開発審議会条例（平成18年匝瑳市条例第24号）第2条の規定により諮問します。

【答申】

令和元年5月21日

匝瑳市長 太田 安規 様

匝瑳市総合開発審議会
会長 鎌形 廣行

第2次匝瑳市総合計画基本構想（案）について（答申）

令和元年5月15日付け匝企第87号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

本件については、策定過程において市民の参加を図り、併せて、時代の潮流や匝瑳市の現状、主要課題を整理した上で、将来都市像や基本目標、施策の大綱等を定めたもので、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本構想にふさわしいものと評価いたします。

よって、「第2次匝瑳市総合計画基本構想（案）」については、基本構想の案として承認します。

なお、今後の前期基本計画の策定に当たっては、本審議会の意見を十分検討されるよう申し添えます。

イ 前期基本計画

【諮問】

匝 企 第 5 5 0 号
令 和 2 年 1 月 2 2 日

匝 瑛 市 総 合 開 発 審 議 会
会 長 鎌 形 廣 行 様

匝 瑛 市 長 太 田 安 規

第 2 次 匝 瑛 市 総 合 計 画 前 期 基 本 計 画 (案) に つ い て (諮 問)

このことについて、匝瑛市総合開発審議会条例（平成18年匝瑛市条例第24号）第2条の規定により諮問します。

【答申】

令 和 2 年 1 月 2 7 日

匝 瑛 市 長 太 田 安 規 様

匝 瑛 市 総 合 開 発 審 議 会
会 長 鎌 形 廣 行

第 2 次 匝 瑛 市 総 合 計 画 前 期 基 本 計 画 (案) に つ い て (答 申)

令和2年1月22日付け匝企第550号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

本件については、令和元年6月に策定された第2次匝瑛市総合計画基本構想を受け、施策の大綱の具体化に必要な施策及び事業を総合的かつ体系的に明らかにしたもので、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本計画にふさわしいものと評価いたします。

よって、「第2次匝瑛市総合計画前期基本計画（案）」については、基本計画の案として承認します。

なお、今後の実施計画の策定や各事業の実施に当たっては、本審議会の意見を十分検討されるよう申し添えます。

(3) 総合開発審議会委員名簿

【◎…審議会会長、○…職務代理者】

(順不同・敬称略)

	氏 名		団 体 名	役職名	備 考	
1	かまがた 鎌形	ひろゆき 廣行	◎	(福) 匝瑳市社会福祉協議会	会長	
2	か せ 加瀬	こういち 功一		匝瑳市ボランティア連絡協議会	会長	
3	ふくしま 福島	としゆき 俊之		(一社) 旭匝瑳医師会	副会長	
4	かまがた 鎌形	はる え 春枝		匝瑳市保健推進員会	会長	
5	いしわだ 石和田	ひでお 秀雄		匝瑳市シニアクラブ連合会	会長	
6	つるの 鶴野	こうぞう 航三		匝瑳市商工会	会長	
7	いわい 岩井	きよし 清		匝瑳市観光協会	会長	
8	すごう 須合	しげのり 重徳		匝瑳市農業振興会	会長	
9	はぎわら 萩原	けんいち 謙一		ちばみどり農業協同組合	監事	
10	すずき 鈴木	ひろし 弘		(公社) 匝瑳市シルバー人材センター	会長	
11	おおき 大木	み き お 三喜男	○	匝瑳市区長会	会長	令和元年5月19日まで
	きゅうこ 久古	かずお 一男		匝瑳市区長会	理事	令和元年5月29日から
12	さとう 佐藤	よしみ 喜巳		匝瑳市防犯協会	会長	
13	う の 宇野	さ た お 佐太夫		八日市場ロータリークラブ	会長	令和元年6月30日まで
	おがわ 小川	ふ じ お 不二夫		八日市場ロータリークラブ	会長	令和元年8月6日から
14	こさく 古作	てるお 照夫		八日市場ライオンズクラブ	会長	令和元年6月30日まで
	か せ 加瀬	さだあき 貞明	○	八日市場ライオンズクラブ	会長	令和元年8月6日から
15	すずき 鈴木	けんじ 健司		(一社) 八日市場青年会議所	理事長	

任期：2年（平成31年4月26日から令和3年4月25日まで）

2 用語の解説

あ 行

ICT（あい・しー・ていー）

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことをいう。コンピューターや携帯端末によるインターネット等の情報通信基盤を通じて、時間や場所に関係なく、情報を伝達、共有できる環境や技術のこと。

アイドリングストップ

自動車、オートバイ等において、停車中にエンジンを停止することで燃料消費・排出ガスを抑えること。

RPA（あーる・ぴー・えー：ロボティック・プロセス・オートメーション）

Robotic Process Automation の略で、定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

EC（いー・こまーす）販売

Electronic Commerce の略で、電子商取引のことをいう。インターネットを使ったモノやサービスの販売のこと。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。

AI（えー・あい：人工知能）

Artificial Intelligence の略で、人間が持っている、認識や推論等の能力をコンピューターでも可能にするための技術のこと。

AED（えー・いー・でいー：自動体外式除細動器）

Automated External Defibrillator の略で、心臓がけいれんし正常に働かなくなった際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。平成 16 年（2004 年）7 月から医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになり、空港、駅、公共施設等の人が多く集まる場所を中心に設置されている。

SNS（えす・えぬ・えす）

Social Networking Service の略で、インターネット上で社会的なつながりを促進するサービスのこと。

NPO（えぬ・ぴー・おー）

NonProfit Organization の略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開される公共データであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもののこと。

か 行

合併算定替

合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは、市町村合併の阻害要因となることからとられた普通交付税算定の特例措置。

合併年度及びそれに続く 10 年間は、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定し、以後 5 年間は激変緩和措置として段階的に縮減する制度のこと。

関係人口

移住した定住人口でも、観光客等の交流人口でもない、地域や地域の人々と継続的なつながりや関わりを持つ人々のこと。

キャリア教育

子どもたちが、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職業観、勤労観や職業に関する知識、技能を身につけるとともに、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を養う教育のこと。

GAP（ぎやっぷ：農業生産工程管理）

Good Agricultural Practice の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことで、国内・国際認証の制度が設けられている。

グリーン・ツーリズム

農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。滞在期間は、日帰りの場合から長期的又は定期的・反復的な場合等、様々ある。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての介護・保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

資源循環型社会

生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生及び排出を可能な限り抑制することにより、天然資源の消費が抑制され、環境に与える負荷が低減される社会のこと。

生涯活躍のまち

人口減少が進む中で、東京都をはじめとする都市部等を中心とする市の区域外から、多様な知識や経験を持つ健康でアクティブな中高年齢者の移住を積極的に受け入れ、さらなる健康づくりを進めるとともに、子どもや若者等の多世代との協働による生涯にわたって活躍できるまちづくりを推進し、もって地域の活性化を図ることを目的とした構想。

情報モラル

情報化社会において適正な活動を行うための考え方や行動のこと。具体的には、インターネット等を利用する際のルールやマナー、危険回避、個人情報やプライバシー、人権侵害や著作権に対する対応等。

3R（すりー・あーる）運動

3Rは、Reduce（リデュース）＝廃棄物の発生抑制、Reuse（リユース）＝再使用、Recycle（リサイクル）＝再資源化の3つの英語の頭文字を表している。このほか、Refuse（リフューズ）＝ごみとなるものを買わない、を追加した4R運動等を展開している場合もある。

成年後見制度

認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等が、福祉サービスの利用や財産の取引等の契約を行うときに、家庭裁判所が選任した後見人が本人の権利や利益を保護し、支援する制度のこと。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動する機会の格差を是正するため、必要な範囲内で、少数側に対し、その機会を積極的に提供していくこと。

総合型地域スポーツクラブ

誰もが身近な地域で気軽にスポーツを楽しめるよう、地域の人たちが主体的、自主的に運営するスポーツクラブのこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることを目指す仕組みのこと。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること。

電子自治体

コンピューターやネットワーク等の情報通信技術を活用して、市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化等を図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするもの。

特定健康診査

生活習慣病であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、その該当者や予備群該当者を見つけ出す健診のこと。生活習慣病予防と疾病の早期発見を目的とする。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な 行

認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う人のこと。

は 行

ハザードマップ

自然災害を予測し、その発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所等の情報を地図上に示したもの。

パブリックコメント

行政機関が法規や計画等を定めるときに、一定の期間を定め、その間に広く市民に意見を求める手続きのこと。

バリアフリー

障害者や高齢者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための施策、又は具体的に障害を取り除いた状態をいう。

ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の応援をしたい人（援助会員）が、お互い会員となって一時的に子どもを預かる会員組織。

ブルー・ツーリズム

漁村に滞在して漁業体験やその地域の自然や文化にふれ、地元の人々との交流を楽しむ余暇活動のこと。

ま 行

麻疹・風疹（MR）のワクチン

麻疹・風疹の混合ワクチンのこと。

麻疹：麻疹ウイルスによって引き起こされる感染症で、一般的には「はしか」と呼ばれる。発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状と発疹が現れ、肺炎、脳炎といった重い合併症を発症することもある。

風疹：発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とするウイルス性発疹症。妊娠中に風疹に感染することで赤ちゃんに障害が出ることもある。

メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群のこと。内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）に加え、高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上を重ね持った状態をいう。

や 行

U I J（ゆー・あい・じえい）ターン

大都市圏の居住者が地方に移住することで、Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地から離れた地方へ移住する形態を指す。

ら 行

ライフサポートファイル

ライフサポートファイルとは、何らかの障害がある等、特別な支援が必要な人について、一貫した継続的な支援を行うため、その成育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録・整理できるファイル。

6次産業化

農林水産業・畜産業等の第1次産業とこれに関連する第2次産業（加工）、第3次産業（販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組。

ローリング方式

計画において、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐため、毎年度修正や補完等を行うこと。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活を実現すること。